

第1 目的

この要綱は、訪問看護ステーションにおける認定看護師資格取得支援事業実施要綱（平成25年6月19日付25福保高介第354号。以下「実施要綱」という。）の規定に基づいて行う訪問看護ステーションにおける認定看護師資格取得支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定め、もって事業の適正な運営を図ることを目的とする。

第2 補助対象者

この要綱において、補助を受けることができる者は、実施要綱第3に定める者とする。ただし、次に掲げる団体は、この要綱に基づく補助金の交付の対象としない。

- 1 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- 2 法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員に暴力団員等（暴力団並びに暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）に該当する者があるもの

第3 補助対象事業

- 1 この要綱において、補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、実施要綱第4に定める事業とする。なお、実施要綱第4第1項に定める補助事業を「認定看護師資格取得支援事業」、実施要綱第4第2項に定める補助事業を「特定行為研修受講支援事業」という。
- 2 補助事業は、国、地方公共団体等の他の補助金等を充当し実施する事業は対象外とする。

第4 補助対象経費

この補助金の対象とする経費（以下「対象経費」という。）は、第3に定める事業のうち、別表第2欄に掲げる経費とする。

第5 事業の実施期間

補助事業の実施期間は、第8の規定に基づく交付決定がなされた日が属する年度の4月1日から3月31日までとする。ただし、第4に定めた対象経費のうち、まだ交付申請をしていないものがある場合については、複数年度にわたり事業を実施することができる。

第6 補助金の額

この補助金は、次に定める1から3までにより算出された額を、都の予算の範囲内において交付するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。

- 1 別表の第3欄に定められた基準額、対象経費の実支出額又は総事業費それぞれから寄附金その他の収入額を控除した額のうち、最も少ない額を選定する。
- 2 1により選出された額の合計に、第4欄に定める補助率を乗じて得た額を、交付額とする。
- 3 複数名の申請がある場合は、1及び2により、受講生ごとに算出された額の合計を、交付額とする。

第7 交付申請

- 1 この補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、対象経費のうち認定看護師認定審査料については、受験する年度のうちに、それ以外の対象経費については、支出する年度のうちに東京都知事（以下「知事」という。）の指定する日までに、訪問看護ステーションにおける認定看護師資格取得支援事業費補助金交付申請書（別記第1号様式）を知事に提出しなければならない。
- 2 申請者は、補助事業ごとに全ての対象経費について事業を実施し、交付申請をしなければならない。
- 3 申請者は複数年度にわたって申請する場合、3か年を限度に、年度を空けることなく交付申請をしなければならない。ただし、やむを得ない事由が生じ、年度を空けることなく交付申請ができなくなったときは、別に定める期日までに交付申請することができる。
- 4 認定看護師認定審査料の交付申請は、研修受講年度の翌年度に認定審査を受験する場合のみ申請することができる。ただし、やむを得ない事由が生じ、研修受講年度の翌年度に認定審査を受験できなくなったときは、別に定める期日までに受験することで交付申請することができる。

第8 交付決定及び通知

- 1 知事は、第7の規定に基づく交付申請があった場合は、申請書及び関係書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、適当と認めるときは、第9に掲げる事項を条件に補助金の交付決定をするものとし、その決定の内容を申請者に通知する。
- 2 知事は、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて、補助金の交付の決定をすることができる。

第9 交付の条件

- 1 交付決定の際に付す条件
 - (1) 対象経費のうち、入学金、授業料及び認定看護師教育課程受講期間中の受講者に係る給与費又は代替職員給与費並びに受講料及び特定行為研修受講期間中の受講者に係る給与費又は代替看護職員給与費について交付決定を受けた場合、研

修受講年度内に受講を修了することを、条件として付す。

- (2) 対象経費のうち、認定看護師認定審査料について交付決定を受けた場合、認定看護師認定審査に合格することを、条件として付す。
- (3) (1) (2) に定める条件に反した場合、補助の目的に適合しないとして、補助金を交付しない。
- (4) (1) (2) に定める条件は補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

2 事情変更による決定の取消し等

- (1) 知事は、補助金の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、この交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業のうち、既に経過した期間にかかる部分については、この限りではない。
- (2) (1) の規定により補助金の交付の決定を取り消すことができる場合は、天災地変その他補助金の交付の決定後生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったと認められる場合に限る。
- (3) 知事は、(1) の規定による補助金の交付の決定の取消しにより特別に必要となった事務又は事業に対しては、次に掲げる経費に係る補助金を交付することができる。
 - ア 補助事業に係る機械、器具及び仮設物の撤去その他の残務処理に要する経費
 - イ 補助事業を行うために締結した契約の解除により必要となった賠償金の支払いに要する経費
- (4) (3) の規定による補助金の額の(3)のア又はイに掲げる経費の額に対する割合その他その交付については、(1) の規定による取消しにかかる補助事業についての補助金に準ずる。

3 承認事項

補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、次のいずれかに該当する場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、(1) に掲げる事項のうち軽微なものについては、この限りではない。

- (1) 補助事業の内容を変更しようとするとき。
- (2) 補助事業を中止、又は廃止しようとするとき。

4 事故報告等

補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかにその理由及び状況等を書面により知事に報告し、その指示に従わなければならない。

5 状況報告

知事は、補助事業の円滑適正な執行を図るため、必要と認めるときは、補助事業の遂行状況、経理状況及びその他必要な事項について、報告を徴し、又は検査をするこ

とができる。

6 遂行命令等

- (1) 知事は、補助事業者が提出する報告、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査等により、補助事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、補助事業者に対し、これらに従って当該補助事業を遂行すべきことを命ずる。
- (2) 知事は、補助事業者が（1）の命令に違反したときは、補助事業者に対し、当該補助事業の一時停止を命ずることができる。
- (3) （2）の一時停止を命ずる場合において、補助事業者が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に適合させるための措置を、指定する期日までにとらないときは、知事は10の規定により、この交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

7 実績報告

- (1) 補助事業者は、知事の指定する日までに、訪問看護ステーションにおける認定看護師資格取得支援事業費補助金実績報告書（別記第2号様式）を知事に提出しなければならない。
また、3の（2）の規定により廃止の承認を受けたときも同様とする。
- (2) 補助事業者は、事業実施年度又は翌年度以降についても、以下に定める項目について速やかに知事に報告すること。
 - ア 認定看護師教育課程を修了若しくは未修了である旨
 - イ 認定看護師認定審査の結果

8 補助金の額の確定

知事は、7の規定により実績報告を受けた場合においては、実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものと認めるときは、交付すべき補助金の額の確定をし、補助事業者に通知するものとする。

9 是正のための措置

知事は、8の規定による調査等の結果、補助事業の成果が補助金の交付の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、補助事業者に対し、これらに適合させるための処置をとることを命ずることができる。

10 決定の取消し

- (1) 知事は、補助事業者が次のいずれかに該当した場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
 - ア 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
 - イ 補助金を他の用途に使用したとき。

ウ その他この交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令又はこの要綱に基づく命令に違反したとき。

(2) (1)の規定は、8の規定により交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

1 1 補助金の返還

(1) 知事は、10の規定により、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助事業者に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずる。

(2) 知事は、1の規定に定めた条件に反した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて返還を命じる。

(3) (1)及び(2)の規定は、8の規定により交付すべき補助金の額が確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されている場合においても適用があるものとする。

1 2 違約加算金及び延滞金

(1) 知事が11の(1)の規定により、この補助金の交付の決定の全部又は一部の取消しをした場合において、補助金の返還を命じたときは、補助事業者は、当該命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき、年10・95パーセントの割合で計算した違約加算金(100円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。ただし、11の(2)の規定の場合については除く。

(2) 知事が補助事業者に対し、補助金の返還を命じた場合において、補助事業者がこれを納期日までに納付しなかったときは、補助事業者は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年10・95パーセントの割合で計算した延滞金(100円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。

1 3 違約加算金の計算

12の(1)の規定により加算金の納付を命じた場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず、当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

1 4 延滞金の計算

12の(2)の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

1 5 他の補助金の一時停止等

知事は、補助事業者に対し補助金の返還を命じ、補助事業者が当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部または一部を納付しない場合において、補助事業者に対して、

同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度において、その交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺することができる。

16 関係書類及び帳簿の整理保管

補助事業者は、補助事業に係る収入、支出その他関係書類を当該事業の属する会計年度終了後5年間整理保管しなければならない。

第10 補助金の交付

実施要綱第4に規定する事業においては、原則確定払で行うこととするが、概算払により行うこともできる。

第11 申請の撤回

申請者は、この補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に異議があるときは、交付決定の日から14日以内に、申請の撤回をすることができる。

第12 指導及び監督

知事は、補助事業者に対し、補助事業に係る運営について、法その他関係法令の定めるところにより補助金の交付の目的が有効に達せられるよう必要な指導監督を行うことができる。

第13 補則

この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付については、東京都補助金等交付規則(昭和37年東京都規則第141号)及び東京都補助金等交付規則の施行について(昭和37年財主調発第20号)の定めるところによるものとする。

附 則 (5福祉高在第1052号)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表

1 補助事業	2 対象経費	3 基準額	4 補助率
1 認定看護師資格取得支援事業	1 入学金	1 入学金 50,000円	1/2
	2 授業料	2 授業料 1,780,000円	
	3 認定看護師教育課程受講期間中の受講者に係る給与費又は代替看護職員給与費(※)	3 認定看護師教育課程受講期間中の受講者に係る給与費又は代替看護職員給与費(※) 2,105,000円	
	4 認定看護師認定審査料	4 認定看護師認定審査料 50,000円	
2 特定行為研修受講支援事業	5 受講料	5 受講料 870,000円	
	6 特定行為研修受講期間中の受講者に係る給与費又は代替看護職員給与費(※)	6 特定行為研修受講期間中の受講者に係る給与費又は代替看護職員給与費(※) 2,105,000円	

※ 給与費については、給料、報酬、賃金、法定福利費、福利厚生費、賞与及び手当についても対象経費とすることができる。